

使用料規程

著作物を公衆送信のために録画し、著作物を録画した番組を公衆送信し、保存し、公衆送信に関連する業務に利用する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1. 日本放送協会

- (1) 全国放送
著作物1点1回につき、15,000円を限度とする。
- (2) 地域放送
地域拠点局または放送局の別に応じて、第1項の額を減額して定めるものとする。
- (3) 衛星放送・ハイビジョン放送
第1項の額を減額して定めるものとする。
- (4) 海外発信
第1項の額を減額して定めるものとする。
- (5) インターネット配信
第1項の額を減額して定めるものとする。

2. 放送大学学園

放送回数が1回～12回までは著作物1点につき、10,500円とする。
なお、放送回数が12回を超える場合は、超える回数が12回毎に10,500円を加算した額とする。

附則

本規程は、平成14年4月1日から実施する。